

養介護施設従事者等による虐待(被虐待高齢者2,248人)

被虐待者	男性 617人(27.4%) 女性 1,627人(72.4%) 不明4人(0.2%)
虐待者	男性754人(53.5%) 女性614人(43.6%) 不明41人(2.9%) ※介護従事者男性割合 23.6%
相談・通報者	当該施設職員(28.7%)が最も多く、当該施設管理者等(16.7%)、家族・親族(15.2%)の順
相談・通報受理からの期間(中央値)	事実確認開始まで 5日 虐待判断まで43.5日
主な発生要因	<ul style="list-style-type: none"> 「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」 926件(75.9%) 「職員のストレス・感情コントロール」 763件(62.5%) 「職員の倫理観・理念の欠如」 785件(64.3%) 「職員の性格や資質の問題」 756件(62.0%) 「職員の指導管理体制が不十分」 755件(61.9%) 「職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足」 717件(58.8%)
施設・事業所の種別	<ul style="list-style-type: none"> 「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」 31.3% 「有料老人ホーム」 28.0% 「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」 13.9% 「介護老人保健施設」 10.2%
虐待種別(複数回答)	身体的虐待(51.1%⇒うち身体拘束等 22.0%)、心理的虐待(27.7%)、介護等放棄(25.7%)、経済的虐待(10.3%)、性的虐待(3.4%)の順。

養介護施設従事者等による虐待(被虐待高齢者2,248人)

被虐待者	男性 617人(27.4%) 女性 1,627人(72.4%) 不明4人(0.2%)
虐待者	男性754人(53.5%) 女性614人(43.6%) 不明41人(2.9%) ※介護従事者男性割合 23.6%
相談・通報者	当該施設職員(28.7%)が最も多く、当該施設管理者等(16.7%)、家族・親族(15.2%)の順
相談・通報受理からの期間(中央値)	事実確認開始まで 5日 虐待判断まで43.5日
主な発生要因	<ul style="list-style-type: none"> 「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」 926件(75.9%) 「職員のストレス・感情コントロール」 763件(62.5%) 「職員の倫理観・理念の欠如」 785件(64.3%) 「職員の性格や資質の問題」 756件(62.0%) 「職員の指導管理体制が不十分」 755件(61.9%) 「職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足」 717件(58.8%)
施設・事業所の種別	<ul style="list-style-type: none"> 「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」 31.3% 「有料老人ホーム」 28.0% 「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」 13.9% 「介護老人保健施設」 10.2%
虐待種別(複数回答)	身体的虐待(51.1%⇒うち身体拘束等 22.0%)、心理的虐待(27.7%)、介護等放棄(25.7%)、経済的虐待(10.3%)、性的虐待(3.4%)の順。

虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

表 15 当該施設・事業所の種別

	ホーム 特別 養護 老人	施設 介護 老人 保健	療介 施設 介護 療養 型医 療院・ 医	共同 認知 生活 対応 型 介護	ホーム 有料 老人	(内訳)		型小 居規 宅模 介多 護機 等能
						住宅 型	介護 付き	
件数 割合(%)	352 28.9	108 8.9	10 0.8	181 14.8	346 28.4	(207) (17.0)	(139) (11.4)	35 2.9
	ホーム 軽費 老人	ホーム 養護 老人	施設 短期 入所	訪問 介護 等	通所 介護 等	支居 援宅 等介 護	その他	合計
件数 割合(%)	6 0.5	15 1.2	45 3.7	49 4.0	48 3.9	6 0.5	19 1.6	1,220 100.0

【参考】虐待の具体的内容（主なもの）

身体的虐待	暴力的行為 高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭の寄付・贈与の強要 着服・窃盗 無断流用

在宅サービス事業者の虐待防止の視点 (運営基準改改正のポイント)

①虐待の未然防止

高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がける
養介護施設従事者等（介護保険法に基づく施設・事業所）へ研修を実施し、従業者が高齢者虐待防止法に規定する責務・適切な対応の理解を促す必要がある。

②虐待等の早期発見

従業者は虐待者（養介護施設従事者・養護者）またはセルフネグレクトの虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にある。

必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の相談・通報窓口の周知等）がとられている。

虐待等に係る相談、利用者から市町村へ虐待届出について適切な対応をすること。

③虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合、速やかに市町村の窓口に通報する。
市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の流れ

初動期段階

相談・通報・届出

早期発見努力義務(5条)、通報義務(21条)

事実の確認

事業所内での事実確認：相談者等から話を聞く、防犯カメラ、ケース記録等の確認、痣などの場合（人権に配慮して）写真の記録等

高齢者虐待防止法⇒介護保険法、老人福祉法での運営指導・監査

対応段階

【虐待の有無の判断】【緊急度・深刻度の判断】【対応方針の決定】

虐待が確認された場合、または虐待は確認されなかったが改善を要する場合

高齢者への対応
施設・事業所への改善に向けた指導

施設・事業所からの改善計画の提出

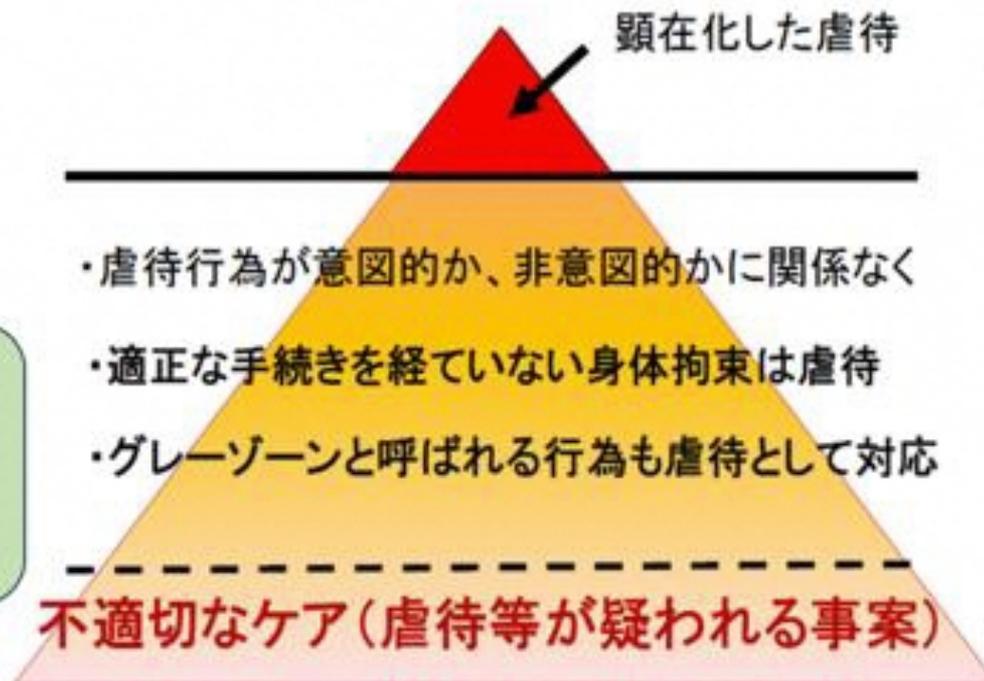
モニタリング・評価

- ・実施した内容を具体的に記録
- ・実施した再発防止策の達成度と効果を評価する
- ・次の取組課題を検討する

終結段階

終結の判断

「高齢者虐待防止法」の対象範囲



虐待を予防するには、
不適切ケアの防止が大切!

「このくらい
いだろう」
「仕方がない」
を放置しない

(榮尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

・認知症介護研究・研修仙台センター『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム』教材
「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」2009年、p.13
・「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に対するガイドライン(概要)」(令和5年5月こども家庭庁)
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/bb59eec8/20230512_policies_hoiku_2.pdf)を参考に作成

不適切ケアの虐待の芽、虐待防止のセルフチェックが必要

「ある」と答えたときは右の2つの欄も記入し、記入後その内容について共有し、チームや組織で相互に助け合う方法を確認する

	チェック項目 (虐待につながりやすい心理状況)	有無	どういう状態の時に虐待につながりやすい心理状況になる(なった)と思いますか?	そのような状態・状況の時、どう対応していますか？(どう対応したら良いと思いますか?)
1	利用者の「尊厳の保持」という意味が良くわからなくなることがある	ある ない		
2	利用者が「守られるべき立場」にあると思えない時がある	ある ない		
3	利用者に対して丁寧に関われない時がある	ある ない		
4	利用者から拒否的な反応をされ、うまく対応できない事がある	ある ない		
5	利用者に対し、「〇〇してあげているのに」と思い、苛立ちを感じる事がある	ある ない		
6	利用者に「どうして早くできないの？」と問いたくなる時がある	ある ない		
7	利用者が、自分の思う様に行動しない時に苛立ちを感じる事がある	ある ない		
8	利用者から大声で「呼ばれる」「怒鳴られる」時に、大声で言い返したくなる事がある	ある ない		
9	利用者から「叩かれる」「強く掴まれる」時に、ついやり返したくなる時がある	ある ない		
10	排泄介助の場面で臭いが我慢できず、対応するのが嫌になることがある	ある ない		
11	利用者の話を最後まで聞けない、言いたい事や動作を待てないと感じる事がある	ある ない		
12	利用者から呼ばれているのに、聞こえないふりをして反応したくないと感じる事がある	ある ない		

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

45枚目からのスライドにあります

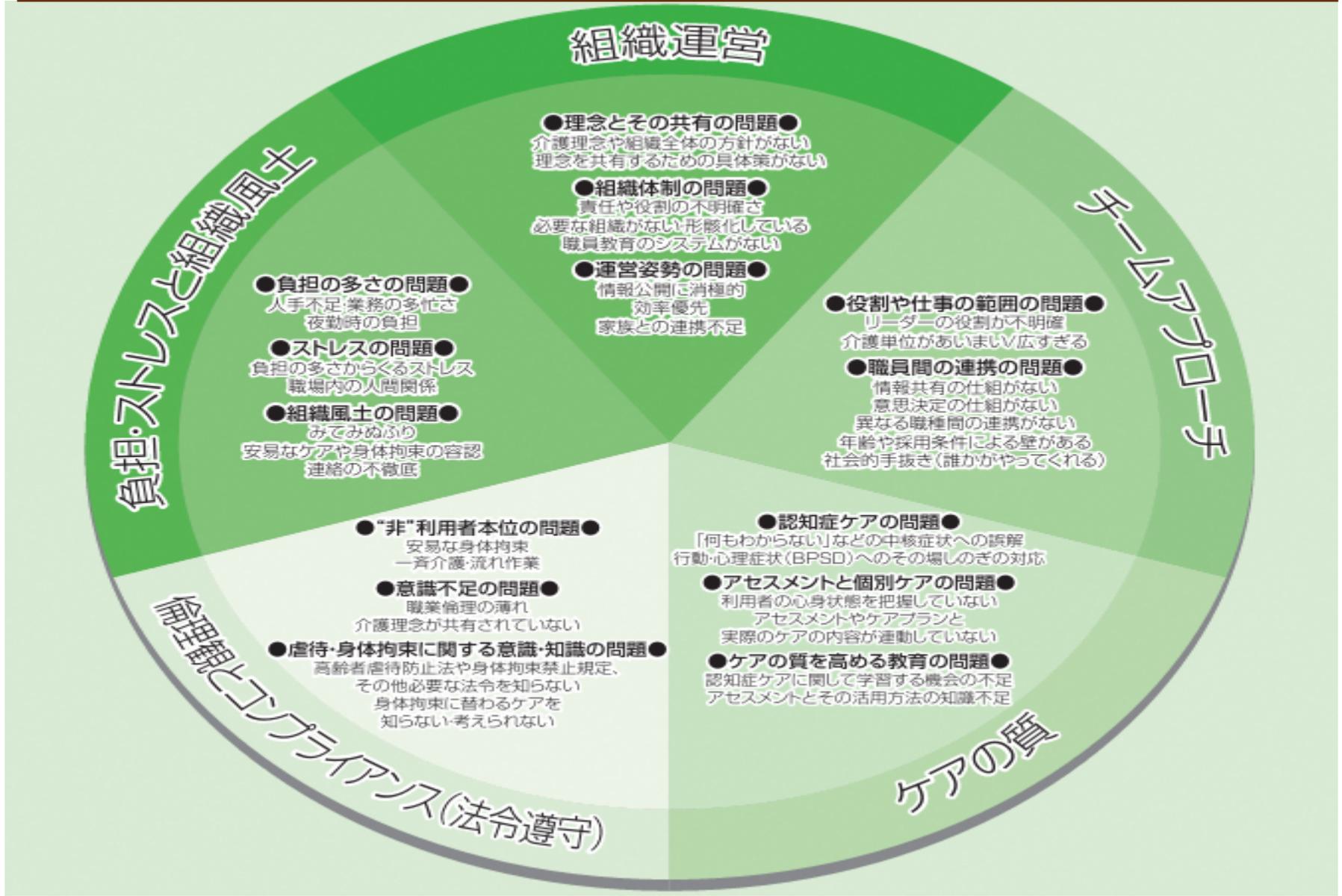
養介護施設従事者等による虐待（虐待の発生要因）

表8 虐待の発生要因（複数回答）

		件数	割合(%)
運営法人 (経営層) の課題	<u>経営層の現場の実態の理解不足</u>	526	43.1
	<u>経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足</u>	391	32.0
	業務環境変化への対応取組が不十分	373	30.6
	経営層の倫理観・理念の欠如	247	20.2
	不安定な経営状態	75	6.1
	その他	32	2.6
組織運営 上の課題	<u>職員の指導管理体制が不十分</u>	755	61.9
	<u>虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分</u>	676	55.4
	<u>チームケア体制・連携体制が不十分</u>	657	53.9
	職員研修の機会や体制が不十分	552	45.2
	<u>職員が相談できる体制が不十分</u>	521	42.7
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	461	37.8
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	461	37.8
	事故や苦情対応の体制が不十分	342	28.0
	高齢者へのアセスメントが不十分	337	27.6
	介護方針の不適切さ	282	23.1
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	222	18.2
	その他	49	4.0
虐待を 行った職員 の課題	<u>職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足</u>	926	75.9
	<u>職員の倫理観・理念の欠如</u>	785	64.3
	<u>職員のストレス・感情コントロール</u>	763	62.5
	職員の性格や資質の問題	756	62.0
	<u>職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足</u>	717	58.8
	職員の業務負担の大きさ	499	40.9
	待遇への不満	142	11.6
	その他	28	2.3
被虐待高 齢者の状 況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	653	53.5
	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	613	50.2
	意思表示が困難	433	35.5
	職員に暴力・暴言を行う	205	16.8
	他の利用者とのトラブルが多い	102	8.4
	医療依存度が高い	100	8.2
	その他	87	7.1

(注)都道府県が直接把握した事例を含む1,220件に対するもの。

【参考】養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

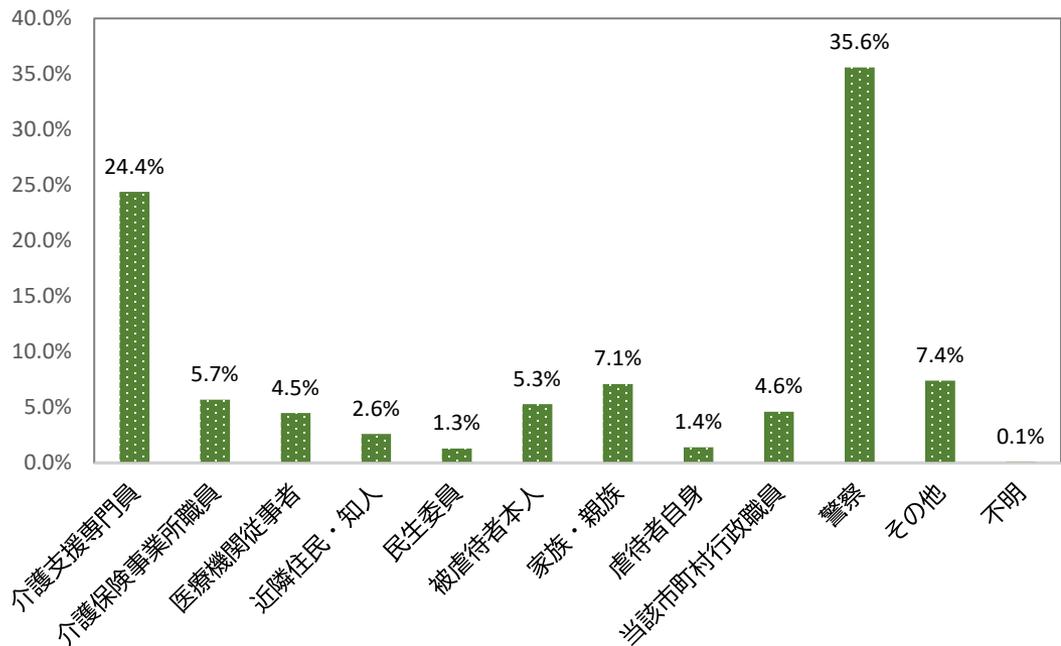


養護者等による高齢者虐待の類型

区分		具体的な例
i	身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
ii	介護・世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none">① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。
iii	心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。
iv	性的虐待	<ul style="list-style-type: none">○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。
v	経済的虐待	<ul style="list-style-type: none">○ 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

養護者による高齢者虐待 相談・通報者の内訳

相談・通報者（複数回答）



【参考】 虐待の具体的内容（主なもの）

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体の拘束
介護等放棄	必要とする医療・介護サービスの制限
	水分・食事摂取の放任
	入浴・排泄介助放棄
心理的虐待	劣悪な住環境で生活させる
	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・嫌がらせ
性的虐待	性行為の強要
	性的羞恥心を喚起する行為の強要
経済的虐待	年金・預貯金の無断使用
	必要な費用の不払い
	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
	不動産・有価証券などの無断売却

表 41 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	11,203	3,441	6,496	69	2,857
割合 (%)	64.1	19.7	37.2	0.4	16.4

(注)被虐待高齢者の総数17,472人に対する集計(表42～45も同様)。ただし、1人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合には、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数17,472人と一致しない。

養護者による虐待（虐待の発生要因）

		件数	割合(%)
虐待者側の要因	<u>介護疲れ・介護ストレス</u>	9,796	57.2
	<u>理解力の不足や低下</u>	8,498	49.6
	<u>知識や情報の不足</u>	8,420	49.1
	<u>虐待者の介護力の低下や不足</u>	8,214	47.9
	被虐待者との虐待発生までの人間関係	7,939	46.3
	精神状態が安定していない	7,712	45.0
	孤立・補助介護者の不在等	6,409	37.4
	他者との関係のとりにづらさ・資源への繋がりづらさ	6,034	35.2
	障害・疾病	5,081	29.7
	障害疑い・疾病疑い	4,294	25.1
	虐待者の外部サービス利用への抵抗感	4,172	24.4
	家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	3,435	20.0
	「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1,952	11.4
	ひきこもり	1,547	9.0
	飲酒の影響	1,480	8.6
その他	1,321	7.7	
依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	1,274	7.4	
被虐待者の状況	<u>認知症の症状</u>	9,948	58.1
	身体的自立度の低さ	8,289	48.4
	障害・疾病	6,302	36.8
	精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	6,301	36.8
	排泄介助の困難さ	5,626	32.8
	外部サービス利用に抵抗感がある	3,073	17.9
	障害疑い・疾病疑い	2,245	13.1
その他	1,070	6.2	
家庭の要因	経済的困窮・債務(経済的問題)	5,739	33.5
	(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	5,546	32.4
	(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	3,886	22.7
	家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	2,880	16.8
	その他	605	3.5
その他	ケアサービスの不足の問題	4,596	26.8
	ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	946	5.5
	その他	350	2.0

不適切なケアについて

高齢者虐待防止法では、広い意味での高齢者虐待を「**高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること**」と捉えたうえで、高齢者虐待防止法の対象を規定したものとすることができます。

- ・利用者やその家族、その他職員、第三者が不快になったりいらいらだち失望感を感じるケア
- ・ケアプランの内容から逸脱してケア
- ・意思確認が難しい利用者に対して職員のつごうで実施するケア など

不適切なケアの発生要因

- ・ケアの理念や方針を共有できていますか（組織運営として）
- ・職員の教育システム
- ・チームアプローチ（リーダーの役割、情報共有、職員間の連携）
- ・業務の偏り・負担過重はありませんか（曜日、時間帯、人員配置）
- ・ストレスの問題（負担感、人間関係）
- ・虐待・身体拘束等に関する意識・知識の問題
- ・ケアの質の問題（時間優先、認知症への対応など）